

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泉市長 辻 宏康

市町村名 (市町村コード)	和泉市 (27219)
地域名 (地域内農業集落名)	くずのは地区 (上、上代、尾井、山の谷、葛の葉、太)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月2日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

現状: 当地区は、ほぼ平坦な地形で、区画が比較的整形である。また、水田以外に畑作の割合も比較的高い。

課題:

・カラス、アライグマの被害が多い。

<カラスについて>

防鳥ネットの設置(果樹振興会では補助)、鳥よけスピーカーの活用。

<アライグマについて>

忌避剤、捕獲檻の貸出、電柵(※)の設置を検討。

電柵(※)=鳥獣被害防止総合支援事業(国事業)・・・受益戸数:3戸以上、補助率:直営施工は定額、請負施工は1/2以内、但し上限単価あり。

・農地を貸出したいが、担い手が不足している。地域に後継者がいない。

認定農業者をはじめ新規就農者等多様な担い手を誘導。

親元就農が見込まれる場合は、支援策を検討する。

(例)経営継承・発展等支援事業

地域計画に位置付けられ、地域の担い手から経営を継承した後継者等が行う経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援。(上限100万円)

・地区に隣接する市との連携について。

地域計画は、市街化調整区域内の農地について位置づけられており、本地区と同様に地域計画作成中の堺市、高石市については、大阪府を通じて情報共有。

・水利組合の存続方策(美野水利組合)。

同水利組合の農業用施設(ポンプ)の電気設備維持管理費については、受益者からの組合費で運用する必要がある。

なお、ポンプ等 農業施設の改修費の補助金(市単1/2補助)を検討。

・農地の情報が全くわからない(売却希望農地の紹介など)。

地域計画の現況地図にて、10年後の農地利用の意向を反映しているため、参考資料として農林担当窓口にて閲覧することが可能。

・農産物の買い上げ価格は低く、肥料や資材費は高く困っている。

<JAいずみのより肥料等の高騰対策>

予約購買による引取により販売価格を抑制している。また、一部肥料の販売価格を仕入れ価格(原価)に据え置き、農業者のご負担を低減する取組を実施。

・水路や農道の老朽化が著しい。市単独補助事業は1/2しか補助が出ない。

市の補助は400万円上限で1/2補助となっているが、規模や条件によっては、国費や府補助メニューを検討する。

・機械化に対する補助(国の補助で対応する機械がない)。

国庫補助は要件が厳しいものの、大阪版認定農業者支援事業による3件以上で共同利用する農業用機械又は施設であれば、本市においても導入実績あり。

補助率:府1/3以内、市1/10以内。上限事業費や導入する農業用機械の能力に応じた受益面積などの諸条件あり。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

・都市住民とのふれあいによる農環境の維持(地域住民を含む組織が行う水路・農道などの補修や草刈等)。
例として、多面的機能支払交付金があり、同地区では上代町で「上代町農地・緑地を守る会」が活用されている。
この交付金については、対象地域が大阪府農空間保全地域(農用地区域、調区の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等)として位置づけされており、市街化区域内でも、要件が合えば実施可能なメニューとなっている。
○農地維持活動
農地のり面の草刈、水路の泥上げ等、基礎的な保全活動。
○資源向上活動
農道、水路、ため池等の軽微な補修。
生態系保全、景観形成、緑化活動等の農村環境保全活動。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

くずのは地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
地域での話し合いにより、農業委員をはじめ関係機関の調整の元、貸出意向の農地所有者に対する働きかけを行い、担い手への農地の集積を推進する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
担い手への集約や、新規就農者等の誘致・転貸を推進する。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
地元農業関係者の合意形成を図り、整備計画の内容に応じた国、府、市の各種補助事業の活用を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内外から、多様な経営体を募り、関係機関と連携しながら担い手を確保する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
個々の状況に応じ、農作業委託を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧各種補助事業を活用した農業インフラの整備・維持管理を実施。